

肝付町建築物耐震改修促進計画 (素案)

平成 24 年 11 月 (策定)

令和 6 年 10 月 (改定)

肝付町

肝付町建築物耐震改修促進計画

目次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨	1
1 計画の背景と目的	1
2 耐震化を取り巻く社会動向	1
(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷	2
(2) 耐震改修促進法改正の概要	4
3 計画の位置付け	6
(1) 位置付けと役割	6
(2) 計画の期間	6
(3) 計画の構成	6
第2章 肝付町における耐震化の課題	7
1 想定される地震の規模、想定される被害の状況	7
(1) 鹿児島県における既往地震	7
(2) 鹿児島県地域防災計画における想定	8
(3) 地震動の想定	10
(4) その他の肝付町に大きな被害を与えられるとされる地震	11
(5) 地震の揺れについて	11
(6) 地盤のゆれやすさ、地域の建物倒壊危険度	13
2 耐震化の現状	17
(1) 住宅の耐震化の現状	17
(2) 町有公共建築物の耐震化の現状	18
(3) 公共特定建築物の耐震化の現状	19
(4) 民間特定建築物の耐震化の現状	20
(5) 防災上重要な道路	24
3 耐震改修促進に向けた課題	25
(1) 肝付町の耐震化の課題	25
第3章 耐震改修促進計画	27
1 耐震化の目標	27
(1) 目標設定の考え方	27
(2) 耐震化目標の設定	28
2 計画の骨子	29
(1) 耐震化の基本方針	29

(2) 施策の体系.....	29
3 施策の概要	30
(1) 公共建築物の耐震化.....	30
(2) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化.....	30
(3) 住宅の耐震化	30
(4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	31
(5) 耐震改修促進に資するその他の施策.....	32
(6) 地域における取り組みの促進	32
第4章 計画の実現に向けて	33
1 関係主体の役割分担.....	33
2 計画の進行管理	34

第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

1 計画の背景と目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、地震による建築物倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、平成 23 年 12 月に国や鹿児島県と連携し、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、「肝付町建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

その後に行われた耐震改修促進法の改正、鹿児島県建築物耐震改修促進計画の改定等、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定します。

2 耐震化を取り巻く社会動向

近年、我が国では地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあり、東海地震、南海・東南海地震及び首都直下型地震については、甚大な被害が想定されています。特に、東海地震は今後 30 年以内に発生する確率が非常に高く、88%（平成 24 年 1 月政府発表値）と予測されています。

平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」では、M7.3・震度 7 を観測し、死者数が 6,434 人にのぼり、24 万棟以上の住宅・建築物の倒壊が起こる等甚大な被害がもたらされました。地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、このうち約 9 割の 4,831 人が建築物の倒壊等によるものでした。

表 1 阪神・淡路大震災における被害及び死因

区分	被害数	死因	死者数	
死者	6,434 人	家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人	88%
行方不明	3 人			
負傷者	43,792 人	焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550人	10%
家屋全壊	104,906 棟 186,175 世帯			
家屋半壊	144,274 棟 274,181 世帯	その他	121人	2%
焼損棟数	全焼			
	半焼	96棟		
	部分焼	333棟		
	ぼや	109棟		
	合計	7,574棟	合計	5,502人

出典：「阪神・淡路大震災について（平成 18 年 5 月）消防庁」
及び「警察白書（平成 7 年）警察庁」

犠牲者の死因となった倒壊等の大破全壊や中破小破の被害を受けた住宅や建築物は、昭和 56 年以前に建築されたものの中に多く見られました。昭和 57 年以降に建築されたものは無被害か、被害を受けていても比較的軽微なものが多く見られました。

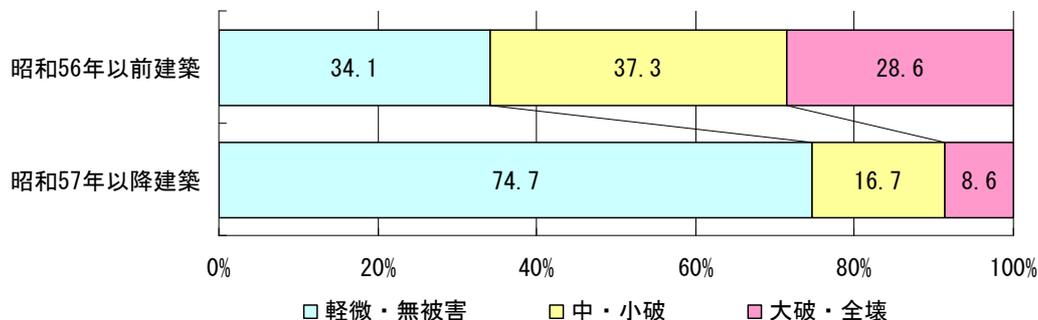


図 1 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

出典：「平成 7 年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告（平成 7 年）建設省」

（１） 建築物の耐震に関する施策の変遷

昭和 43 年の十勝沖地震及び昭和 53 年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和 56 年 6 月に新耐震基準が施行、同様に平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年 12 月に耐震改修促進法が施行されました。

また、福岡県西方沖地震等の大地震の頻発等を背景として、平成 18 年 1 月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機として平成 25 年 11 月に耐震改修促進法、平成 30 年の大阪府北部地震を契機として平成 31 年 1 月に耐震改修促進法施行令が改正され現在に至っています。

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると図 2 のとおりとなります。

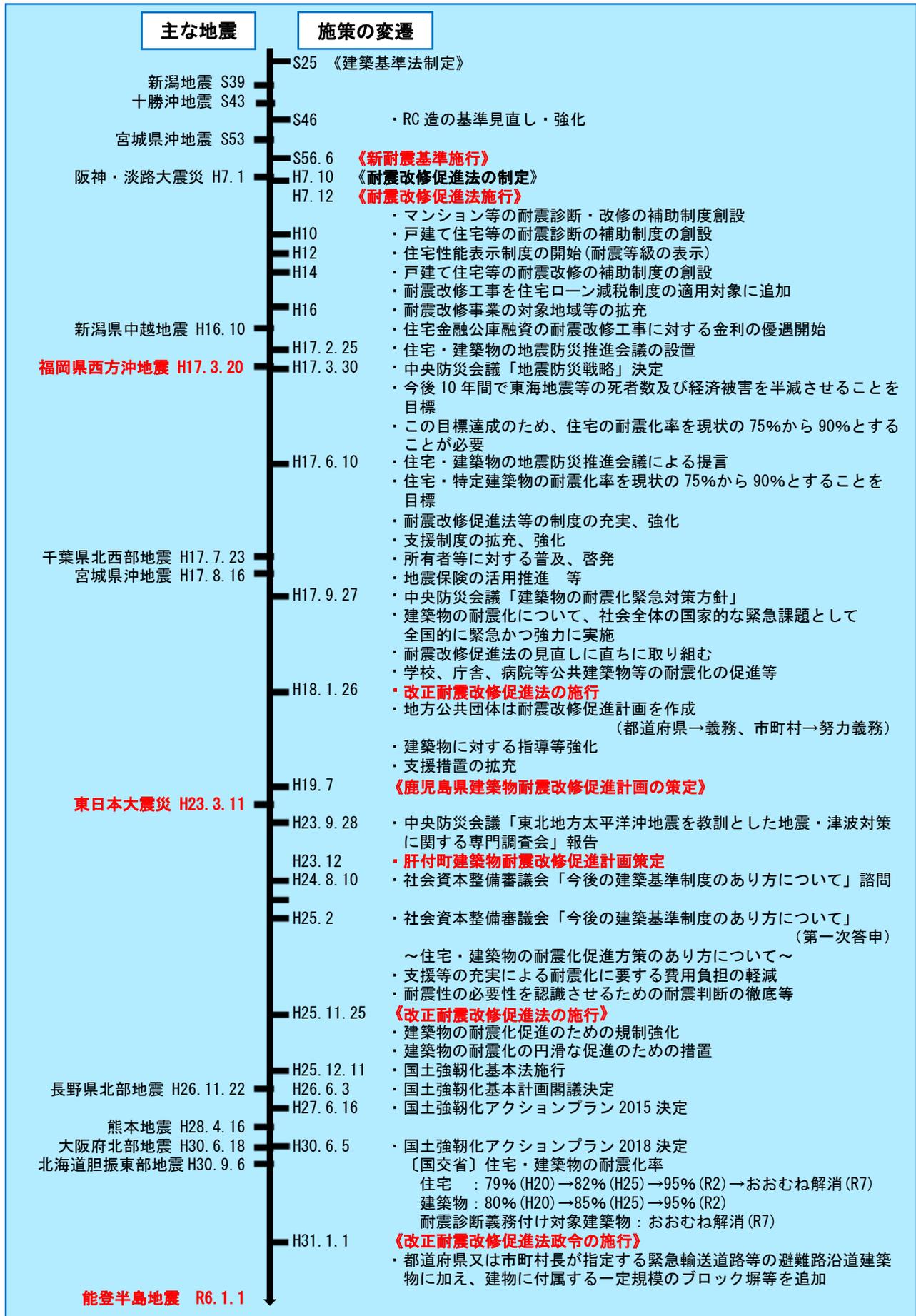


図2 建築物の耐震に関する施策の変遷

(2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフ等の巨大地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されており、その発生の切迫性が指摘されていること等から、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月から施行されています。

また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物の建物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成 31 年 1 月より施行されています。

改正の概要は次頁に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられます。

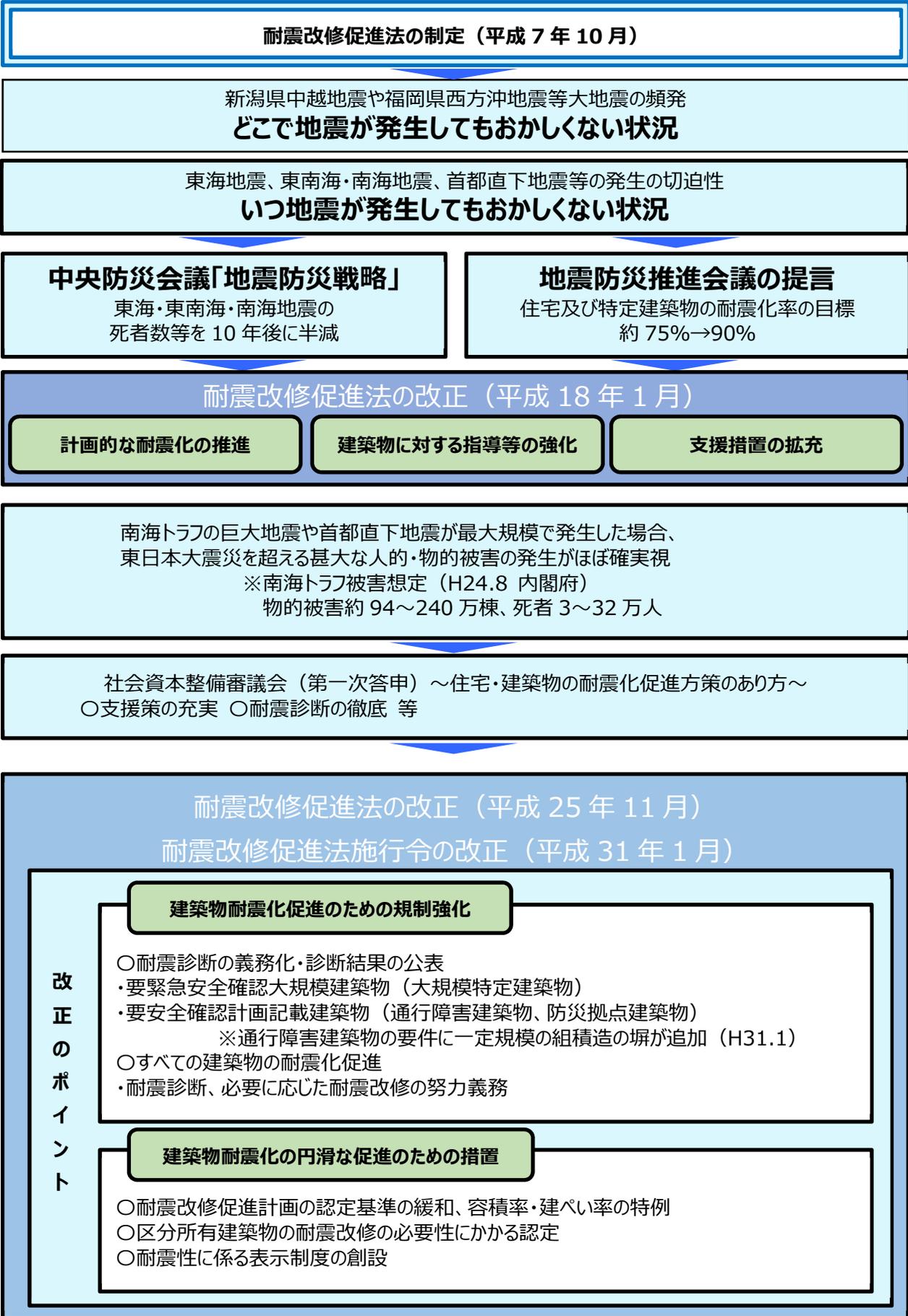
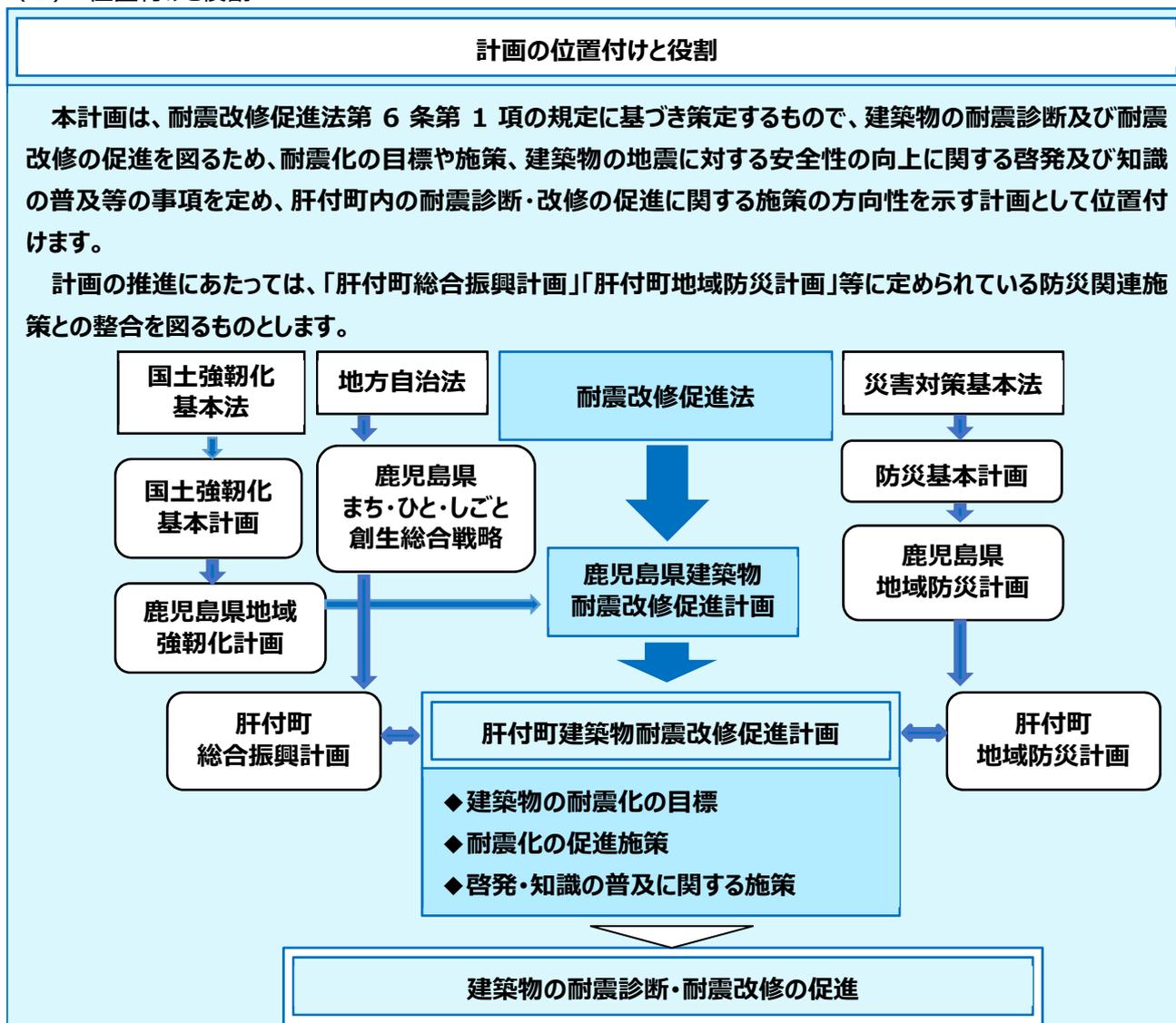


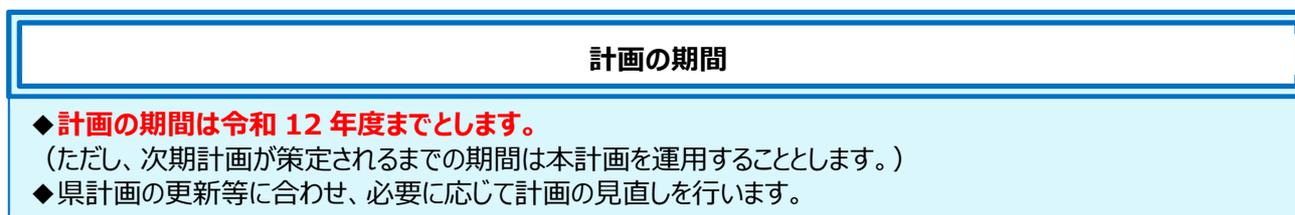
図 3 改正耐震改修促進法の概要（国土交通省ホームページ）

3 計画の位置付け

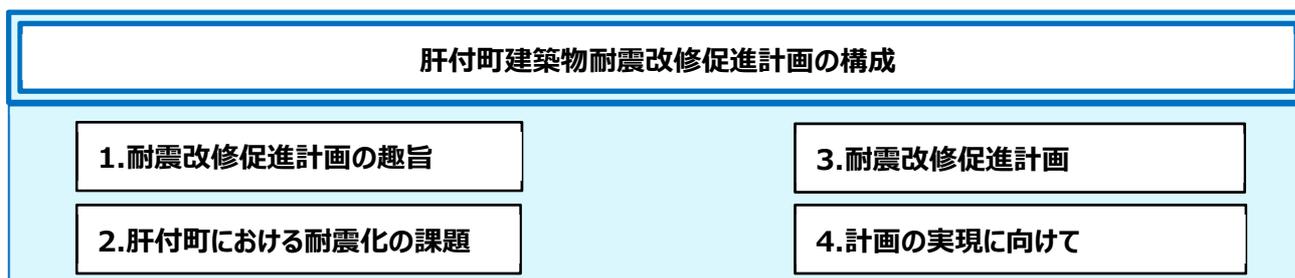
(1) 位置付けと役割



(2) 計画の期間



(3) 計画の構成



第 2 章 肝付町における耐震化の課題

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 鹿児島県における既往地震

鹿児島県は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、活断層が引き起こす直下地震に対する備えも必要です。以下に近年鹿児島県内で大きな被害を及ぼした地震を以下に示します。

表 2 近年鹿児島県内で大きな被害を及ぼした地震(1994 年以降)

発生年月日	震源	マグニチュード	被害の概要
平成 6 (1994) 2.13	県北西部	M5.7	負傷者 1, 住家一部損壊 4
平成 7 (1995) 10.18	奄美大島近海	M6.6	喜界島(喜界町)で震度 5, 負傷者 1。 津波あり
平成 7 (1995) 10.19	奄美大島近海	M6.5	喜界島(喜界町)で震度 5。津波あり
平成 8 (1996) 9.9	種子島近海	M5.7	種子島(中種子町)で負傷者 1, 住宅一部破損
平成 8 (1996) 10.19	日向灘沖	M6.6	鹿屋市で震度 5 弱。宮崎で被害
平成 9 (1997) 3.26	薩摩地方	M6.5	川内, 阿久根, 宮之城で震度 5 強 重軽傷 37 名
平成 9 (1997) 4.3	薩摩地方	M5.7	川内で震度 5 強
平成 9 (1997) 4.5	薩摩地方	M5.2	宮之城, 川内で震度 5 弱
平成 9 (1997) 5.13	薩摩地方	M6.3	川内で震度 6 弱。重軽傷 74 名, 全壊 4 棟
平成 12 (2000) 10.2	トカラ列島近海	M5.3	悪石島(鹿児島十島村)で 5 弱
平成 12 (2000) 10.2	トカラ列島近海	M5.9	悪石島(鹿児島十島村)で 5 強
平成 12 (2000) 10.2	トカラ列島近海	M4.6	悪石島(鹿児島十島村)で 5 弱
平成 13 (2001) 12.9	奄美大島近海	M6.0	奄美大島(奄美市)で 5 強
平成 20 (2008) 7.8	沖縄本島近海	M6.1	与論島(与論町)で 5 弱
平成 27 (2015) 5.22	奄美大島近海	M5.1	奄美大島(奄美市)で 5 弱
平成 28 (2016) 4.16	熊本県熊本地方	M7.3	獅子島・伊唐島(長島町)で震度 5 弱
平成 28 (2016) 9.26	沖縄本島近海	M5.6	沖永良部島(知名町)で震度 5 弱
平成 29 (2017) 7.11	鹿児島湾	M5.3	鹿児島市で震度 5 強
令和 3 (2021) 12.9	トカラ列島近海	M6.1	悪石島(鹿児島十島村)で 5 強

出典：鹿児島県地域防災計画（資料編）（鹿児島県防災会議）他

(2) 鹿児島県地域防災計画における想定

鹿児島県では平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成 24 年度から 25 年度までの 2 か年計画で「地震等災害被害予測調査」を実施しています。

24 年度は県で設定した 11 の震源等ごとに地震・津波の大きさを想定し、25 年度は、国の手法を参考に災害に伴う物的・人的な被害想定等を行っており、これらの想定に基づいて肝付町における地震・津波災害を想定しています。

表 3 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (MJ)	モーメント マグニチュード※ (Mw)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甬島列島東方沖 【甬断層帯（甬区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	○
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	-
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4 連動）】	-	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	-	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	-	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	-	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	-	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	-	-	-	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	-	-	-	○

※モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こる。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのこと。

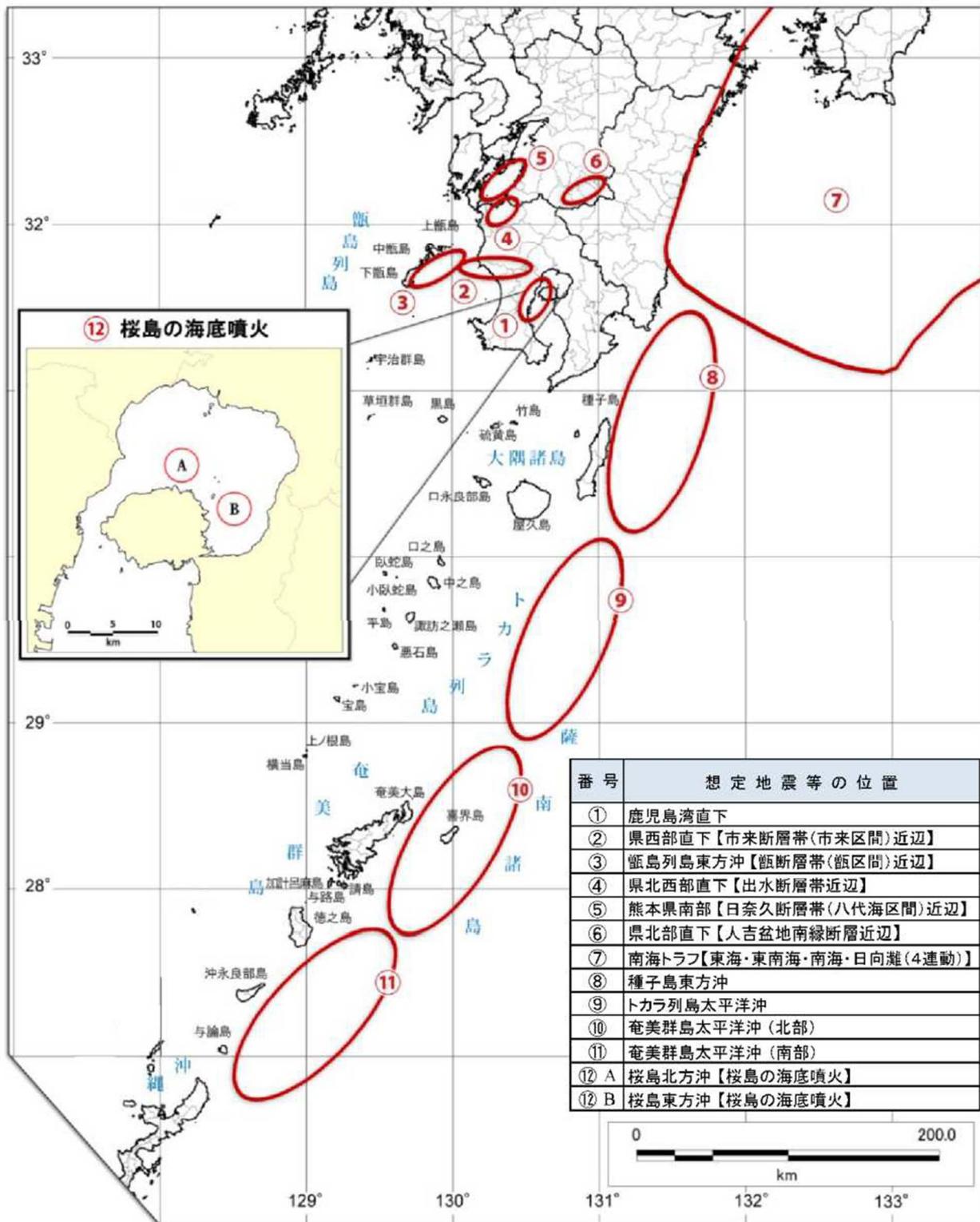


図 4 想定地震等の位置

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(3) 地震動の想定

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、肝付町における各想定地震の最大震度は下表の通りです。

地震動の想定結果で最大震度が大きかったのは、「南海トラフ（西側ケース）」と「種子島東方沖」で震度 6 弱となっています。

表 4 想定地震の結果

番号	想定地震等の位置	肝付町 最大震度
①	鹿児島湾直下	5 弱
②	県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】	4
③	甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】	4
④	県北西部直下【出水断層帯近辺】	4
⑤	熊本県南部【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	4
⑥	県北部直下【人吉盆地南縁断層帯近辺】	4
⑦	南海トラフ【基本ケース】	5 強
	〃 【東側ケース】	5 強
	〃 【西側ケース】	6 弱
	〃 【陸側ケース】	5 強
⑧	種子島東方沖	6 弱
⑨	トカラ列島太平洋沖	5 強
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	4
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	3

(4) その他の肝付町に大きな被害を与えと思われる地震

【全国どこでも起こりうる直下の地震】

マグニチュード6クラスの地震を発生させる活断層は、全国的に未だ確認されていないものが多く、未確認の活断層による地震がどこで発生するかを想定するのは難しい状況となっています。そこで、マグニチュード6クラスの最大値として6.9の値を「全国どこでも起こりうる直下の地震」と位置づけ、肝付町全域の各地の直下にマグニチュード6.9の地震を想定し検討を行いました。

(5) 地震の揺れについて

地震による地表の揺れの大きさは、一般的に地震の規模が大きいほど、また、震源から近いほど大きくなります。しかし、地震の規模や震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの大きさは異なり、表層地盤が軟らかい場所では、硬い場所に比べて揺れは大きくなります。この現象を本計画では「表層地盤の揺れやすさ」（以下、「揺れやすさ」という。）と表現しています。同じ規模の地震であれば、震源が近く、表層地盤が軟らかい場所ほど揺れは大きくなり、震源が遠く、表層地盤が硬い場所ほど揺れが小さくなります。

【地震の揺れ】

- ① 震源断層で破壊が起こり（地震発生）
- ② その破壊で生じた揺れが地下の岩盤を通じて地表面の層に伝わり（伝達）
- ③ 表層地盤によって揺れが増幅され地表に伝わります。（地表での揺れ）

【揺れの大きさ】

- ① 震源断層から地表面付近までは、おおむね震源断層からの距離に応じて減衰していきます。
- ② 表層地盤では揺れが増幅の仕方が表層地盤の性状によって異なります。一般的に、表層地盤が軟らかければ揺れは増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向があります。
- ③ 地形が大きく変化するような場所では、数十メートル離れただけでも揺れが大きく変わることがあります。

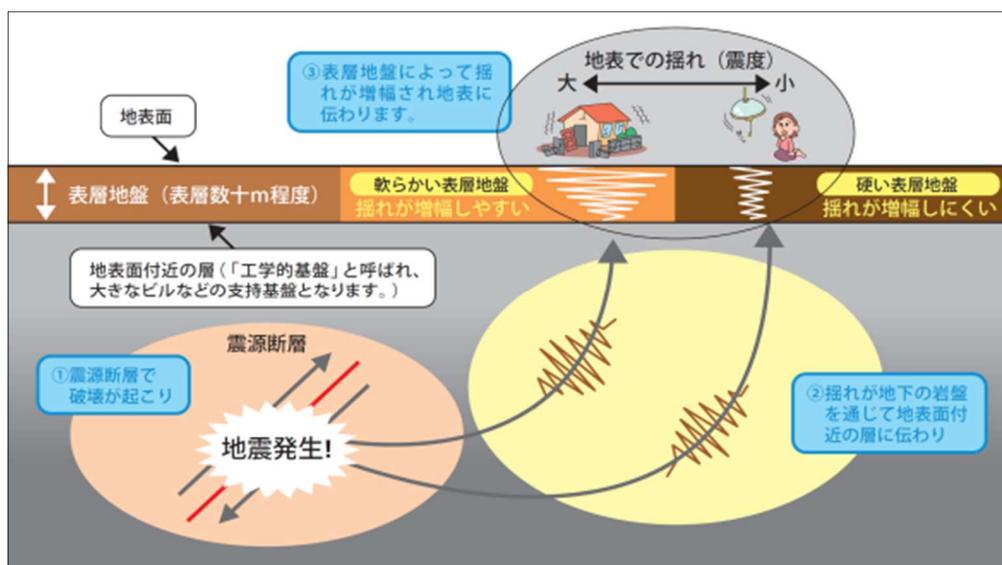


図5 地震の揺れの伝わり方のイメージ

出典：「地震防災マップ作成のすすめ（平成17年3月）内閣府（防災担当）」

表 6 肝付町に大きな被害を与えると思われる地震

地震名	肝付町内最大震度
南海トラフ地震（西側ケース）	6弱
種子島東方沖地震	6弱
全国どこでも起こりうる直下の地震	7

※日向灘を震源とする地震は南海トラフ地震（西側ケース）に含んでいます。

(6) 地盤のゆれやすさ、地域の建物倒壊危険度

本計画の策定において、肝付町の地震発生時の地盤のゆれやすさ、地域の建物倒壊危険度を把握し、事前の備えとして広く住民に周知を図るために、「予測震度マップ」、「地域の危険度マップ」を作成しました。

① 地盤の揺れやすさ

地盤の揺れやすさマップは、一定規模の地震が起きた場合の地盤のゆれやすさを示したもので、肝付町に大きな被害を与えると思われる主な地震（表 6）について、その地震が発生した場合の震度分布を作成し、震度を 50mメッシュ毎に色別に表したものです。

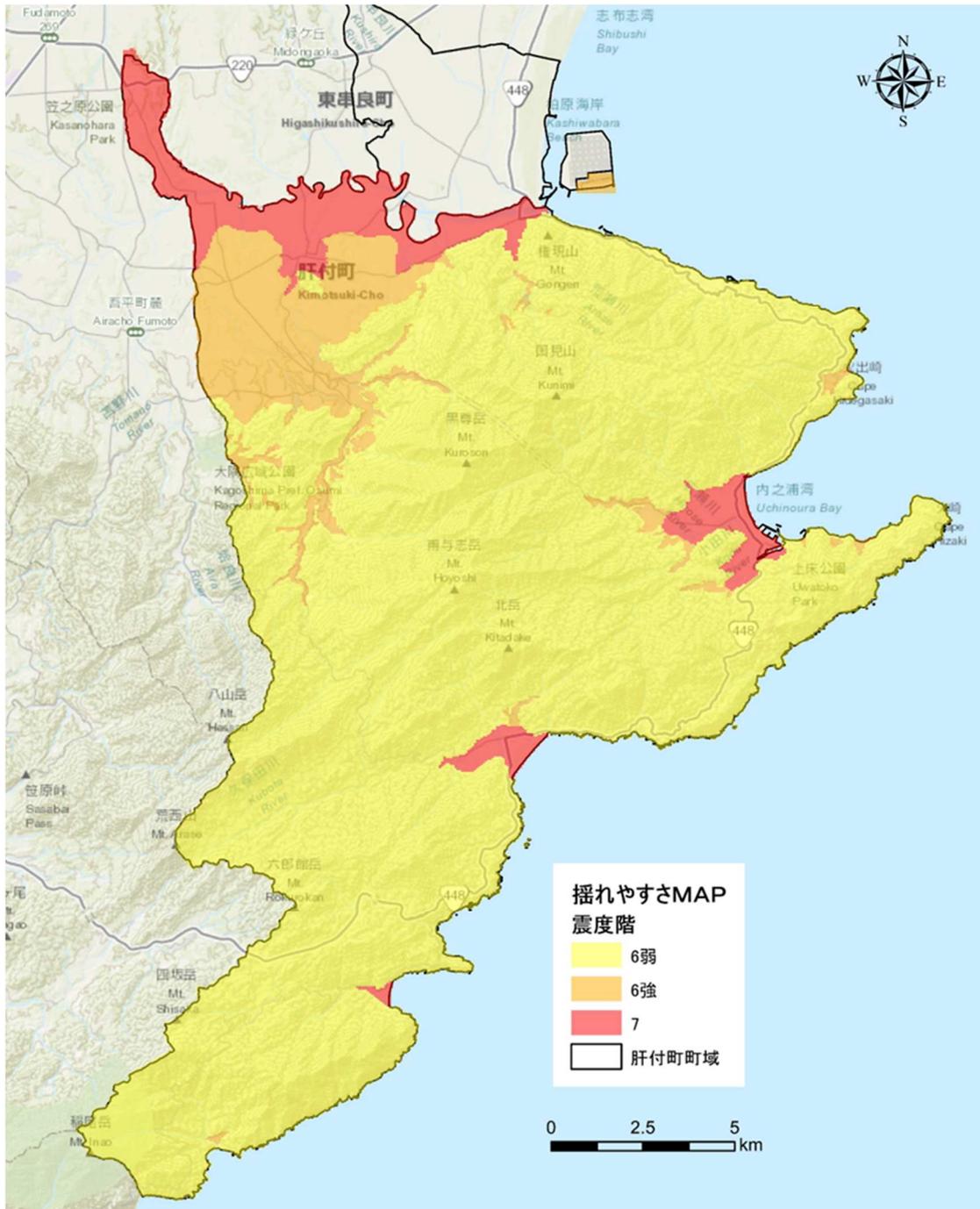


図 7 地盤のゆれやすさマップ

② 地域の建物倒壊危険度

地域の危険度マップは、地震によるゆれによって発生する建物の被害分布を、「危険度」として相対的に表したものです。

「危険度」は、50mメッシュ単位で分割した地域にある建物の内、全壊する建物の割合が多いか少ないかを相対的な段階数値で表わしたものです。耐震性の低い古い木造家屋等が多く、地震のゆれが大きい場所が、倒壊の危険度が高い結果となります。

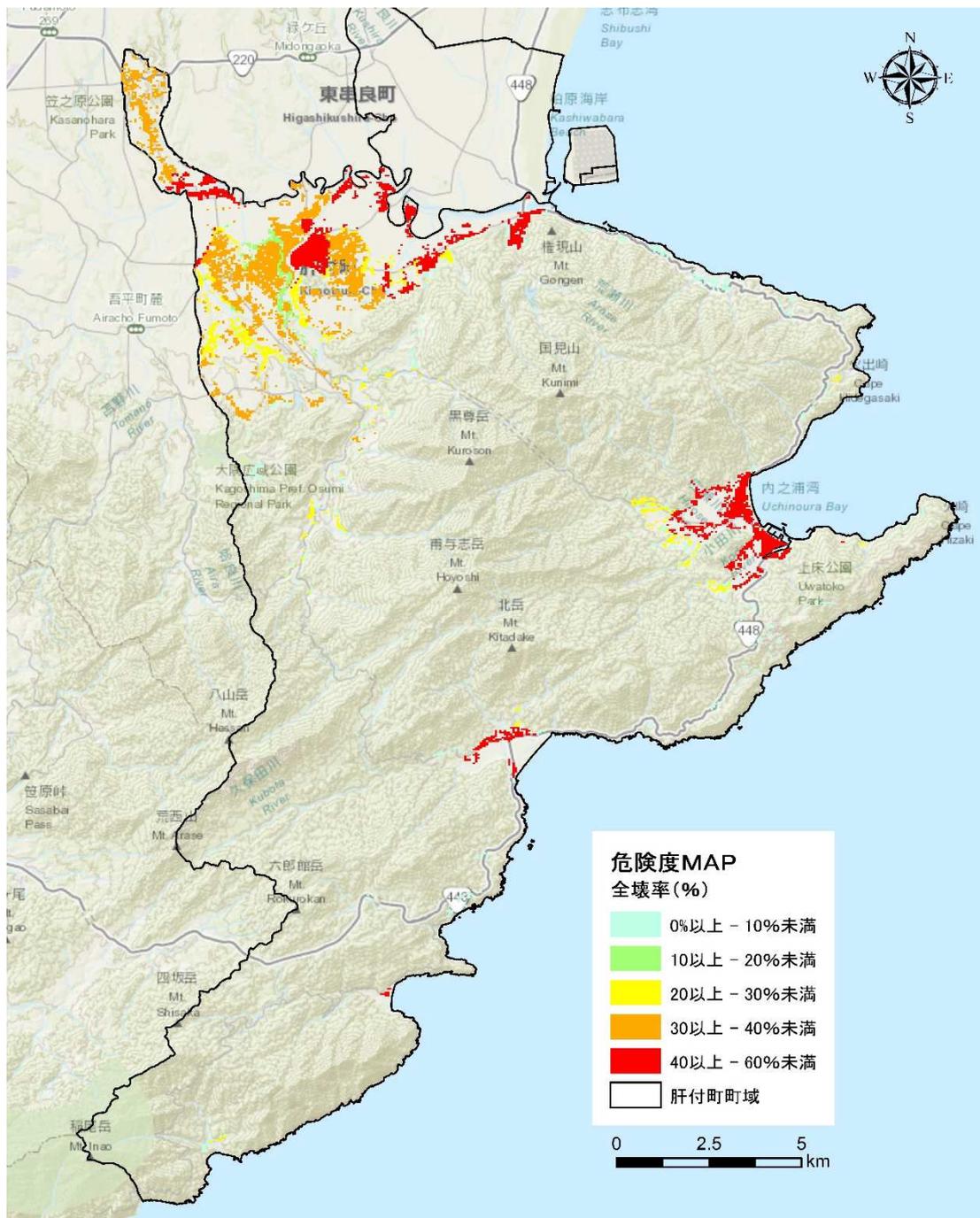


図8 地域の危険度マップ

表 7 震度階級別の人の体感・行動、屋内・屋外の状況

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0 (無感)	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1 (微震)	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2 (軽震)	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3 (弱震)	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4 (中震)	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱 (強震)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	稀に窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強 (強震)	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車も
6 弱 (烈震)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強 (烈震)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れに翻弄され、	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建築物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7 (激震)	動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建築物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：「気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）気象庁」

表 8 震度階級別の木造建築物（住宅）の状況

震度	木造建築物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱 (強震)	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強 (強震)	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱 (烈震)	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建築物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強 (烈震)	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7 (激震)	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

出典：「気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月）気象庁」

表 9 震度階級別の鉄筋コンクリート造建築物の状況

震度	鉄筋コンクリート造建築物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強 (強震)	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱 (烈震)	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強 (烈震)	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7 (激震)	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

出典：「気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月）気象庁」

2 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

固定資産台帳（R6）等に基づき、肝付町の住宅の耐震化率の状況を算定しました。

その結果、肝付町の住宅の耐震化率については、現状で約 56.7%であると推定されます。

表 10 肝付町の住宅の耐震化率の推計^{*1}

単位：棟

建築 構造	建築物数			昭和 56 年 以前の建物で 耐震性が あるもの ④	全体で耐震 性があるもの ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
	計 ① (②+③)	昭和 56 年 以前 ②	昭和 57 年 以降 ③			
木造	6,951	3,493	3,458	418	3,876	55.8%
非木造	514	301	213	143	356	69.3%
計	7,465	3,794	3,671	561	4,232	56.7%

※固定資産台帳（令和 6 年）等

表 11 肝付町の住宅の現状の耐震化率

住宅総数(棟数)	未耐震住宅(棟数)	耐震住宅(棟数)
7,465	3,233 (43.3%)	4,232 (56.7%)

*1 昭和 56 年以前の住宅については、国の耐震化率の推計値（木造系 12%、非木造系 76%）より、耐震性の有無を推計する。なお、昭和 57 年以降の住宅については、すべて耐震性があると推定する。ただし、コンクリートブロック造りの住宅については、すべて耐震性無しとする。

空き家台帳より、空き家となっている建物は施策が異なるため推計には含まないものとする。

町営住宅など町の公営住宅を含む。

(2) 町有公共建築物の耐震化の現状

肝付町内の公共建築物のうち、主要なものは 188 棟です。そのうち、昭和 56 年以前に建築されたものは 44 棟、昭和 57 年以降に建築されたものは 144 棟です。昭和 56 年以前に建築されたもので耐震改修等を行ったものは 26 棟、昭和 56 年以前の耐震性があると推定される建築物も含めた全体の町有建築物の耐震化率は約 90.4%です。

表 12 町有公共建築物の耐震化の現状

単位：棟

町公共建築物		建築物数			②のうち耐震改修等を行ったもの ④	耐震性を有する建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
		全体 ① (②+③)	昭和 56 年以前 ②	昭和 57 年以降 ③			
① 防災上重要な建築物	a. 災害応急に必要 な建築物 (拠点施設)	24	3	21	1	22	83.8%
	b. 救護活動に必要 な建築物 (救護施設)	1	—	1	—	1	
	c. 避難所として位 置づけられた建築 物 (避難施設)	12	4	8	—	8	
	小 計	37	7	30	1	31	
②災害時要援護者が利用 する建築物 (①以外) ・学校、幼稚園、保育所等		59	27	32	23	55	93.2%
③不特定多数のものが利用 する建築物 (①、②以外) ・文化会館、集会所、 運動施設等		44	6	38	1	39	88.6%
④ライフライン施設 ・簡易水道施設等		21	1	20	1	21	100%
⑤その他の主要な建物		27	3	24	—	24	88.9%
合 計		188	44	144	26	170	90.4%

※町営住宅は、住宅の耐震化率に計上する。

(3) 公共特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第6条に定める特定建築物のうち公共のものは23棟建てられています。そのうち、昭和56年以前に建築されたものは11棟、昭和57年以降に建築されたものは12棟、昭和56年以前の耐震性があると推定される建築物も含めた全体の耐震化率は約95.7%です。

表 13 公共建築物の耐震化の現状

法第6条 特定建築物	建築物数			②のうち耐震性が有ると推定されるもの ④	耐震性を有する建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
	全体 ① (②+③)	昭和56年以前 ②	昭和57年以降 ③			
第1号 多数のものが利用する建築物	20	10	10	10	20	100%
第2号 危険物貯蔵等	—	—	—	—	—	—
第3号 緊急輸送路等に接する建築物	3	1	2	—	2	66.6%
合 計	23	11	12	10	22	95.7%

※第1号、第2号、第3号において同一建築物の重複を含む。

なお、昭和57年以降の建物については全て耐震性があると推定する。

(4) 民間特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物のうち民間のものは 42 棟建てられています。そのうち、昭和 56 年以前に建築されたものは 15 棟、昭和 57 年以降に建築されたものは 27 棟、昭和 56 年以前の耐震性があると推定される建築物も含めた全体の耐震化率は約 81.0%です。

表 14 民間建築物の耐震化の現状

単位：棟

法第 6 条 特定建築物	建築物数			②のうち耐震性が有ると推定されるもの ④	耐震性を有する建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
	全体 ① (②+③)	昭和 56 年以前 ②	昭和 57 年以降 ③			
第 1 号 多数のものが利用 する建築物	6	—	6	—	6	100%
第 2 号 危険物貯蔵等	15	4	11	2	13	86.7%
第 3 号 緊急輸送路等に 接する建築物	21	11	10	5	15	71.4%
合 計	42	15	27	7	34	81.0%

※第 1 号、第 2 号、第 3 号において同一建築物の重複を含む。

昭和 56 年以前の建物については国の耐震化率の推計値（国等の実績（その他）より耐震化率 40%）より耐震性の有無を推計する。なお、昭和 57 年以降の建物については全て耐震性があると推定する。

表 15 1号特定建築物となる規模要件

法	用途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件	
法第6条第1号	1. 学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	2. 体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	3. ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	4. 病院、診療所			
	5. 劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	6. 集会場、公会堂			
	7. 展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	8. 卸売市場			
	9. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	10. ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	11. 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
	12. 事務所			
	13. 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	14. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	15. 幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	16. 博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	17. 遊技場			
	18. 公衆浴場			
	19. 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	20. 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	21. 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	22. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	23. 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
24. 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
同2号	25. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（表-1.3参照）	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
同3号	26. 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県の耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物（図-1.5参照）	全ての建築物		

表 16 2号特定建築物となる危険物の貯蔵場または処理場の用途及び数量

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2 条第7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

注：マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200 個、約 120kg

【3号特定建築物（通行障害建築物）となる要件】

◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
 - イ 12メートル以下の場合 6メートル
 - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。

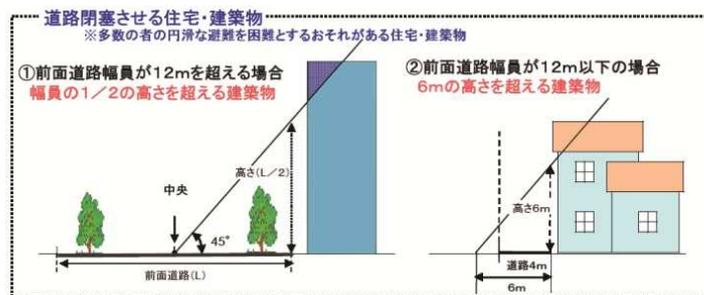


図9 3号特定建築物となる建築物の高さ要件イメージ

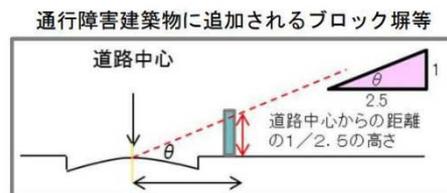


図10 3号特定建築物となる組積造の塀の高さ要件イメージ

出典：「国土交通省資料」

(5) 防災上重要な道路

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路で、地震発生時の建物等の倒壊による閉塞等で、住民の避難、緊急輸送等の阻害を防止する必要がある防災上重要な道路を以下に定めます。



● : 肝付町役場、● : 内之浦総合支所、● : 岸良出張所
 括弧内の数字は、主要地方道、県道、町道の路線番号を示す。

図 11 肝付町概要図

3 耐震改修促進に向けた課題

(1) 肝付町の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、肝付町における耐震化の課題を以下のとおり設定します。

① 防災上重要な建築物の耐震化

- 公共建築物は災害時の防災拠点としての機能が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要があります。
- 不特定多数の者が利用する建築物や、避難に通常より多くの時間を要する要援護者が利用する建築物等については、利用実態を考慮し優先的に耐震化を進めることが必要となります。
- 特定建築物や地震時の建築物倒壊等により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物についても、耐震化を進めることが必要となります。
- 日常生活の場である住宅（共同住宅含む）については、地震時の建築物倒壊等により深刻な被害が発生することが予想されるため、耐震化を着実に進めることが必要となります。
- 住宅・建築物の耐震化は、住民の生命・財産を保護することを目的とすることから、災害対策基本法に基づく肝付町地域防災計画等との十分な連携・調整を図ることが必要となります。

② 意識啓発・知識の普及と自主防災組織の確立

- 地震がいつ・どこで発生してもおかしくないという状況や、地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するために取り組むことが必要となります。
- 耐震化により地震発生リスクを回避することが、建築物所有者自らの課題であるという意識の啓発を図ることが必要となります。
- 意識啓発にあたっては、南海トラフや種子島東方沖の地震被害想定結果を基に、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供することが必要となります。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要となります。

③ 耐震化に向けた環境整備

- 住民の生命・財産を保護するため、改正耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、住民への指導等に協力をしていくことが必要となります。
- 建築物所有者の負担軽減のため、各種制度等の情報提供を行っていくことが必要となります。

④ 建築物全般の安全対策

- 地震発生時には、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラスの破損・落下による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、天井落下対策等非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要となります。
- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止等、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要となります。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化等の地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要となります。

第3章 耐震改修促進計画

1 耐震化の目標

(1) 目標設定の考え方

国は、国土強靱化年次計画 2022（令和 4 年 6 月 21 日国土強靱化推進本部決定）で耐震化率の目標を、特定建築物は令和 7 年までに、住宅については令和 12 年までに「おおむね解消すること」と示しています。また、鹿児島県では、鹿児島県耐震改修促進計画において、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅及び特定建築物（多数の者が利用する建築物）をおおむね解消することを目指すこととしています。

肝付町においても、こうした国、県の方針を踏まえ、肝付町の現状も勘案しつつ建築物の耐震化の目標を定めることとします。

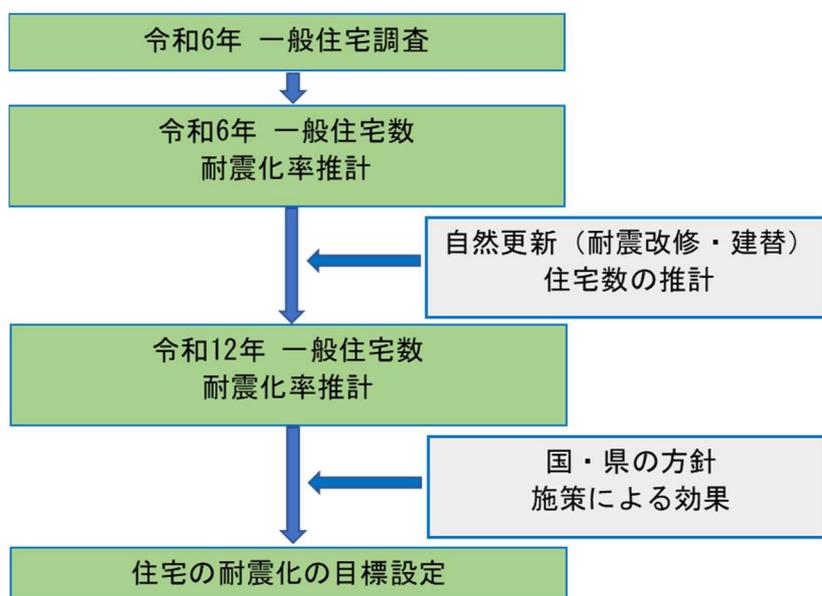
① 目標設定の基本的な考え方

- 全国の目標が改正耐震改修促進法に基づく国の基本方針で示されており、肝付町は耐震化の現状や自然更新のペースや施策効果を勘案して、全国の水準まで引き上げることを前提として目標を設定します。
- 1号特定建築物（多数の者が利用する建築物）については、公共・民間ともに既に耐震化されているため、住宅の目標を設定します。

② 目標設定の手順

目標設定は、住宅の自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果を上積みして耐震化の目標を設定します。

【住宅の目標設定基準】



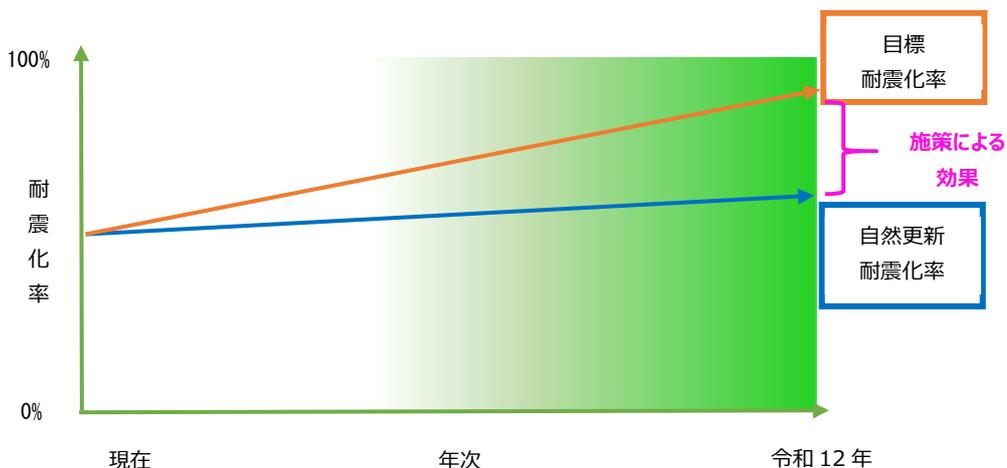


図 12 【目標設定のイメージ】

(2) 耐震化目標の設定

住宅の耐震化率 56.7%及び鹿児島県の目標を考慮し、令和 12 年までに達成すべき耐震化率を以下のとおり設定します。

住宅の 2,415 戸を、耐震改修または建替により耐震化を行う必要があります。

表 19 住宅 令和 12 年迄の耐震化率の目標

	全戸数 (戸数)	S57以降 建築棟数 (戸数)	S56以前建築		現状の耐震化率 (%)	自然更新 耐震化率 (%)	耐震化率の目標 (令和12年)	
			棟数 (戸数)	耐震性有 棟数 (戸数)				耐震性無 棟数 (戸数)
住宅	6,831	3,855	2,976	561	2,415	56.7%	64.6%	おおむね解消

固定資産税課税台帳より算出 (令和 6 年 1 月現在)

注：肝付町における過去 14 年間の住宅の増減数から年間の平均増減数を計算し、令和 12 年度の自然更新 (耐震改修・建替) による住宅の建築物の総数を推計しています。

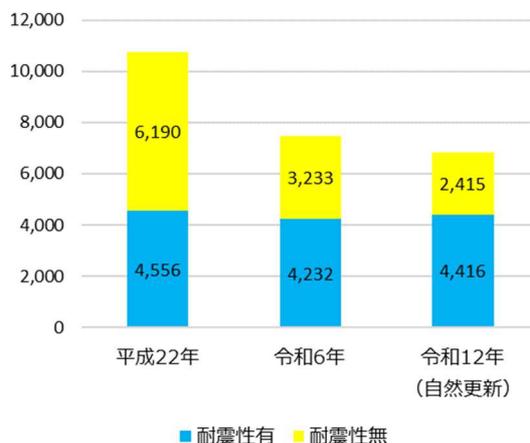


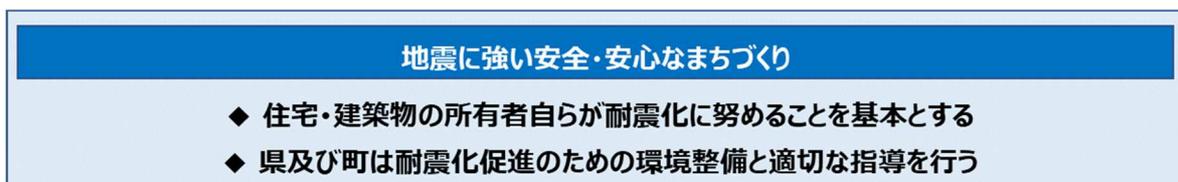
図 13 【住宅の耐震化の推計】

固定資産税課税台帳より算出 (令和 6 年 1 月現在)

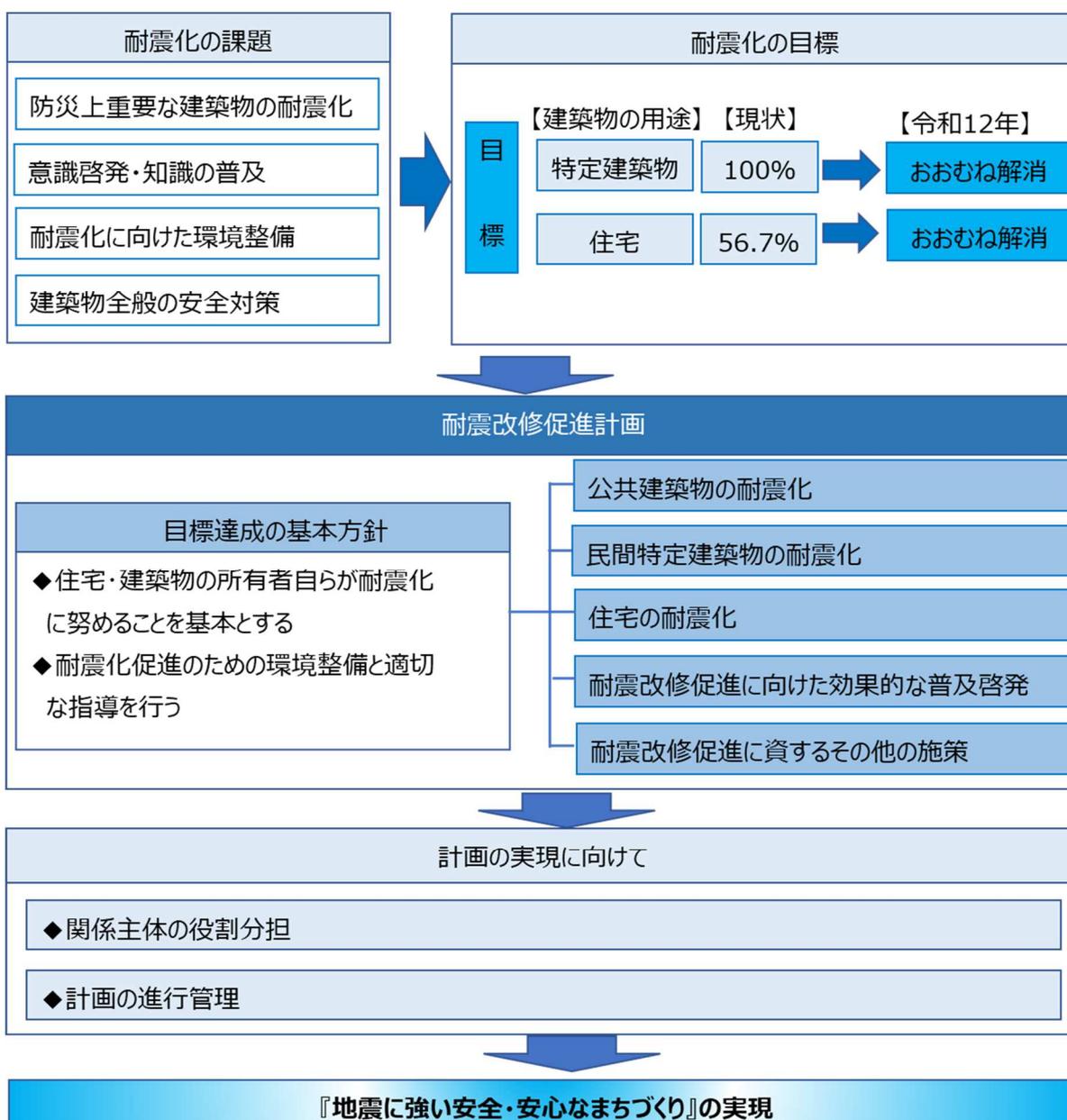
2 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため、肝付町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとします。



(2) 施策の体系



3 施策の概要

(1) 公共建築物の耐震化

① 公共建築物耐震化の取り組み方針

肝付町の町有建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要です。庁舎は被害情報収集や災害対策指示が行われ、学校は避難場所として活用される等、多くの肝付町の町有建築物が災害時には応急活動の拠点として活用されます。このため平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも肝付町の町有建築物等の耐震性確保が求められます。

この認識のもと、肝付町の町有建築物の耐震化促進には積極的に取り組む必要があります。

② 優先的に取り組む公共建築物

肝付町は、庁舎を初めとする公民館等の災害時拠点施設となる建築物に対し、優先的に耐震診断、耐震改修または建替等を行います。

③ 庁内の横断的な取り組み

本計画に基づいて、計画策定管理課、肝付町の町有建築物の所管課及び財政所管課が横断的な取り組みにより計画的に耐震化を促進します。

これにより計画目標年次である令和 12 年度までに、耐震化率 100%となるよう耐震化を促進していきます。建築物の老朽度または費用対効果が得られない等の理由で、耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替、解体等の検討を行うものとします。

推進にあたっては、「肝付町木造住宅耐震診断補助金」「肝付町木造住宅耐震改修工事補助金」等、社会資本整備総合交付金の補助制度を活用していきます。

(2) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

① 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の取り組み方針

法施行令第 6 条では、「多数の者が利用する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定既存耐震不適格建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課しています。肝付町では県と連携を図りながら民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。

② 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の取り組み方針

所管行政庁である鹿児島県は、法に基づき民間特定既存耐震不適格建築物を「指導及び助言並びに指示」の対象としています。肝付町は、県が法に基づき適正な指導及び助言が実施できるように連携を図ります。

(3) 住宅の耐震化

① 住宅耐震化の取り組み方針

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、鹿児島県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していきます。

② 耐震診断への支援

耐震診断については、建築物所有者に対して、（一社）鹿児島県建築士事務所協会が行っている「戸建て住宅の耐震診断」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求めます。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進します。

③ 耐震改修への支援

肝付町では国の補助事業（社会資本整備総合交付金）を活用し、耐震改修工事にかかる費用の一部を助成する事業に取り組んでおり、今後も積極的にこれを推進します。

また、今後も国や鹿児島県の動向に応じ、耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成する事業を検討していきます。

④ リフォームに併せた耐震化の誘導

昭和40年代～50年代前半に建築された住宅においては、家屋の老朽化や家族構成の変化等の理由により、建替をはじめ、増改築のリフォームやバリアフリーリフォームを実施する住宅所有者が増えてくると予測できます。リフォームの実施に併せて耐震改修を行うと、費用面でのメリットもあり適確な耐震改修ができる等、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。これらのメリットを住民に広報することが必要です。

肝付町は、鹿児島県や「鹿児島県住宅リフォーム推進協議会」との連携を図り、リフォームと一体となった耐震改修の誘導に向けて、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備に努めるものとします。

（4） 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

① 住民への知識の普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、鹿児島県と連携して住民への知識の普及と啓発に努めていきます。

② 地震防災対策の周知

地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定等、手軽に出来る耐震対策を周知していきます。

③ 情報提供の充実

鹿児島県建築指導課や各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図ります。住民に対する相談窓口の設置、ホームページの活用により以下の情報提供を行います。

- 鹿児島県が作成したパンフレットの配布及び広報紙の活用（窓口の活用）
- 関係機関の情報とのリンク（ホームページの活用）

(5) 耐震改修促進に資するその他の施策

建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である鹿児島県と連携して改善を促していきます。

●外壁・窓ガラス・屋外看板・天井材等の落下防止対策とブロック塀の安全対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・屋外看板・天井の落下による被害が発生しています。またブロック塀が倒壊すると、通行者に危険がおよび、道路を閉塞した場合は避難や救援活動に支障をきたします。建築物の所有者・管理者に対し、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事についての啓発活動を行うことを検討します。

●エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。肝付町は関係機関と協議の上、必要な対応について所有者・管理者に情報提供を行います。

●家具転倒防止策の推進

地震による建築物被害の軽減を図るための耐震化の促進はもちろんのこと、建築物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で下敷きとなったり、けがをしてしまったり、避難が遅れたりといった人的被害を未然に防止することが必要です。そのためには、家具や電化製品等の転倒防止対策、それらに付属しているガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換え）等について知識の普及や啓発を行う必要があります。肝付町は関係団体によるアドバイス等による普及・啓発を推進します。

●ブロック塀等の安全確保対策

福岡県西方沖地震、大阪府北部地震等において、ブロック塀倒壊による死者が発生しました。

肝付町では鹿児島県や関係団体と連携し、建築物防災週間等の機会を通じて、地震時に倒壊の危険性がある通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握に努め、所有者等及び設計者・施工者に対し、注意喚起を行い、適切な補強方法による改修・撤去等の安全対策の促進を図ります。

(6) 地域における取り組みの促進

地震防災対策においては、町内会等で組織する自主防災組織の活動が有効だと考えられるため、肝付町と自主防災組織とが連携した活動が取れるように体制を整備することが必要であります。また、それらの組織を通じて防災活動の推進のための情報提供等を実施していきます。

第4章 計画の実現に向けて

1 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要があります。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や住民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、住民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備します。

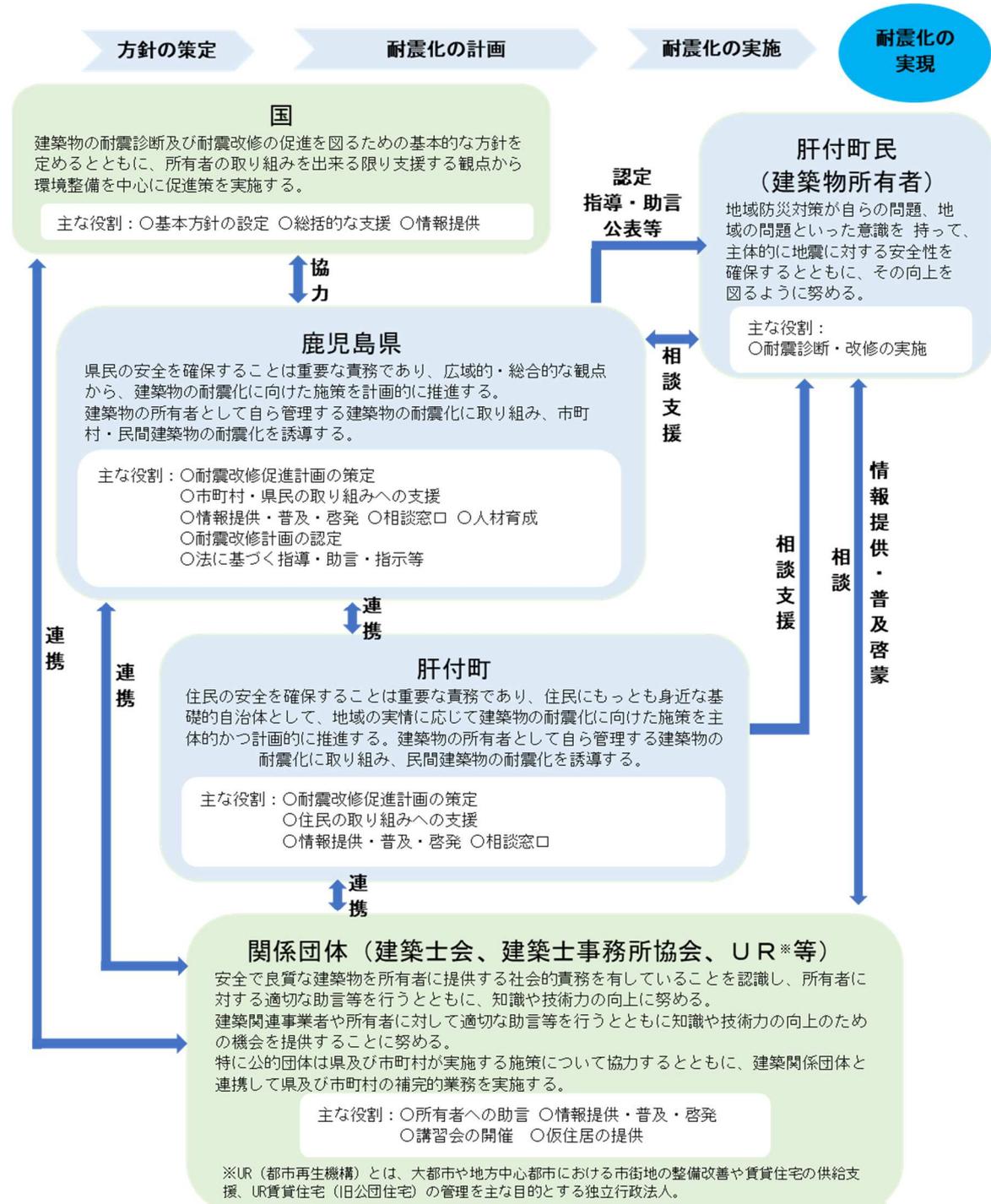


図 14 関係主体の役割分担のイメージ

2 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、本計画において作成した特定建築物、公共建築物及び住宅のデータベース等を活用し、耐震改修の推進を図ります。

また、定期的に固定資産課税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認します。町の公共建築物については、管理する庁内各課と連携し、本計画の方針に基づいて、優先的に耐震化を実施すべき建築物を抽出し整理の上、耐震診断・改修の進捗についての管理を行います。

また、進行管理に合わせ必要に応じて計画の見直しを行います。